

【高齢者グループホーム陽だまりの家町田 料金表（2021年4月1日～）】

●1ヶ月間の利用料の目安（※30日間で計算）

（単位：円）

項目	要介護①	要介護②	要介護③	要介護④	要介護⑤	
居室利用料	75,000					
食材費	47,000					
水道光熱費	20,000					
日用品費	20,000					
小計	162,000					
介護保険料 下記加算1～7含む	1割	29,699	31,012	31,851	32,470	32,616
	2割	59,398	62,024	63,701	64,940	65,232
	3割	89,096	93,036	95,551	97,410	97,847
月額合計	1割	191,699	193,012	193,851	194,470	194,616
	2割	221,398	224,024	225,701	226,940	227,232
	3割	251,096	255,036	257,551	259,410	259,847

※その他、実費分、理美容代、おむつ代、医療費、行事参加費はお小遣いから引かせていただきます。

※上記介護保険料には下記の1～7までが含まれています。

（単位：円）

項目	1割	2割	3割	備考	
1. 医療連携体制加算		42	84	126	1日あたり
2. 認知症専門ケア加算Ⅰ		4	7	10	1日あたり
3. サービス提供体制加算Ⅲ		7	13	20	1日あたり
4. 口腔衛生管理体制加算		33	65	97	1月あたり
5. 科学的介護推進体制加算		43	86	129	1月あたり
6. 介護職員処遇改善加算Ⅰ	11.1%				1月あたり
7. 介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	2.3%				1月あたり

※他、状況に応じて下記の加算が算定されます。

（単位：円）

項目	1割	2割	3割	備考	
8. 初期加算		33	65	97	1日あたり
9. 看取り介護加算					1日あたり
死亡日以前31日以上45日以下		78	155	232	1日あたり
死亡日以前4日以上30日以下		155	309	463	1日あたり
死亡日以前2日又は3日		729	1,458	2,187	1日あたり
死亡日		1,373	2,745	4,117	1日あたり
10. 口腔・栄養スクリーニング加算		22	43	65	1回あたり
11. 退去時相談援助加算		429	858	1287	1回あたり

【各加算の条件】

1. 医療連携体制加算	看護師と24時間連絡可能な体制を確保していること。また、重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に内容を説明し同意を得ていること。
2. 認知症専門ケア加算Ⅰ	①認知症実践リーダー研修修了者を配置 ②認知症ケアに関する研修を定期的実施 ③認知症日常自立度Ⅲ以上が50%以上
3. サービス提供体制加算Ⅲ	勤続7年以上の介護職員が30%以上配置されていること。
4. 口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っていること。
5. 科学的介護推進体制加算	厚生労働省が運用するデータベース「LIFE」は、利用者の状態やサービス内容等の情報を報告すること。
6. 介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善。 1ヵ月の所定単位数×11.1/100にて計算。
7. 介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	特定介護職員の賃金の改善。 1ヵ月の所定単位数×23/100にて計算。
8. 初期加算	入居日から起算して30日以内の期間であること。医療機関に1ヶ月以上入院した後、退院しホームに戻った場合も同様。
9. 看取り介護加算	訪問看護や協力機関と連携し、かつ、看取りに関する指針にて対応した場合、日数に応じて算定。
10. 口腔・栄養スクリーニング加算	利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことにより、口腔機能低下の重症化等の予防、維持、回復等につなげる観点から、介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価すること。
11. 退去時相談援助加算	グループホームを退居する利用者が自宅や地域での生活を継続できるように相談援助した場合に算定。